事前評価調書

Ι	事業概要	Ę											
事	業 名	治山	事業(小規	見模治山事業	(治山施記	没機能向」	=))						
地	区名	きたし北設	たしたらくんしたらちょうつ くゅぎしも ごゃとし 投来郡設楽町津具字下古屋										
事業箇所		北設	比設楽郡設楽町津具字下古屋 地内										
事業のあ らまし			経年変化により老朽化した治山施設の一部を取り壊し、コンクリート増厚を行うことにより機 他の回復を図る。										
事	業目標		【達成(主要)目標】 経年変化により老朽化した治山施設の機能回復を図る。										
事業費			事業費		内訳								
		les le		5万円 ■エ				1					
事業期間				▼成29年 フリート増厚			平成3	0年度	完成予定	年度	平成30:	牛皮	
		141	·T (42)	クソード相序	-/ I 1101								
Π	評価												
①事業の必要性	1) 必要性		当該箇所では、既存治山施設が経年変化により老朽化し、その機能を十分に発揮できず保全対象(町道油戸尤線)に被害を及ぼすおそれがある。以下略。また、費用対効果分析結果 (B/C) は 9.38 となり、基準値である 1.0 を超えており、効果が期待できる。 A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。										
	1) 事業計画		四地火台の不然的止を囚る上で、ヨ該地域にわける事業夫肥が必要であるだめ。										
②事業の実効性			工種区分	調査・設計 用地補償 工事 ・既設取 壊しエ ・谷止 (コンク ート増厚) (百万円)	υ U	H30		H32	H33	H34	H35	H36	
	2) 地元の合 意形成		地元説明会を経て合意済み										
	判定		A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。										

【理由】

事業計画に無理がなく、地元の要望もあるため、事業の実効性が期待できる

Ⅲ 対応方針

妥当

事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】